

霧島市条例第35号
令和元年12月27日

霧島市奨学資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市奨学資金条例の一部を改正する条例

霧島市奨学資金条例（平成17年霧島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 国、県又はその他の奨学資金を受けることができる者は、奨学生となることはできない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第3条に規定する学資支給（以下「学資支給」という。）の受給は、この限りでない。

第3条第1項ただし書中「し、又は免除された」を「され、若しくは免除された者又は学資支給を受給する」に改め、「者は、」の次に「月額に換算した当該」を加え、「額を」を「額（100円未満を切り上げる。）及び受給額を別表に定める額から」に改める。

第5条及び第6条中「市教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「市教育委員会」を「市長」に改め、第2号中「を減額し」を「が減額され（当該額に変更があったときを含む。）」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学資支給を受給するとき（受給額に変更があったときを含む。）。

第8条中「いつでも」を「随時」に、「市教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「奨学資金」の次に「の貸与」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 奨学生に係る第3条第1項ただし書に規定する月額に換算した減免の額及び受給額が、別表に定める額を超えるときは、当該期間中、奨学資金の貸与を休止する。

第12条、第13条、第14条第2項及び第15条中「市教育委員会」を「市長」に改める。
附則第4項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定、第3条の改正規定、第7条第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第9条に1項を加える改正規定及び附則第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。